

安全で安心できる建築物を造るために！

工事監理者は施工状況報告書を提出しましょう！

次に掲げる建築物の工事監理者は、建築基準法施行細則の規定により、その工事の監理の結果を、定められた報告の時期に、**建築主事に報告しなければなりません。**

提出が必要な建築物 次の1～4のいずれかに該当する建築物。(増築の場合は、増築後において1～3に該当するものを含み、4については増築する部分の面積で判断します。)ただし、中間検査を受ける場合は、この限りではありません。

1	特殊建築物 (建築基準法別表1(イ)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの) 例：劇場、集会場、物品販売業店舗、学校、共同住宅など
2	木造の大規模建築物 (木造の建築物で次のいずれかに該当するもの) 1. 階数 \geq 3 2. 延べ面積 $>$ 500㎡ 3. 高さ $>$ 13m 又は 軒の高さ $>$ 9m
3	木造以外の大規模建築物 (木造以外の建築物で次のいずれかに該当するもの) 1. 階数 \geq 2 2. 延べ面積 $>$ 200㎡
4	上記の建築物以外の建築物のうち、 都市計画区域内の住宅 (他の用途を兼ねるものを含む。) で次のいずれかに該当するもの 1. 木造で、延べ面積 $>$ 100㎡ 2. 木造以外の構造で、延べ面積 $>$ 30㎡

報告の時期 < 対象となる工程が終了後、速やかに報告しましょう！！ >

木造の場合	屋根工事の終了時
鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造、 その他これらに類する構造の場合	一階の屋根又は二階の床の配筋の終了時
鉄骨造の場合	鉄骨の組立の終了時
その他の構造の場合	一階の屋根又は二階の床工事の終了時
その他	建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の時期

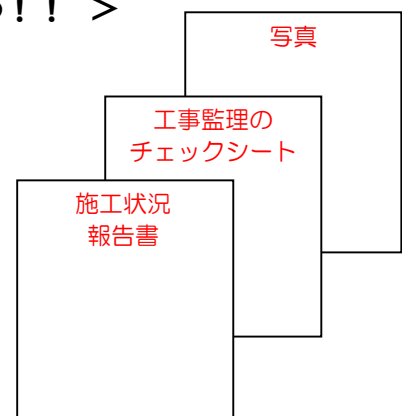
報告の方法 < 施工の状況が確認できる写真を添付しましょう！！ >

施工状況報告は、施工状況報告書に次の書類を添付し、**正副二部提出**してください。

- ・工事監理のチェックシート
- ・写真 (次の写真をA4サイズの写真帳に整理したもの)

【木造】確認表示板、縄張検査、基礎配筋、軸組及び小屋組みの接合部の構造金物取付、屋根工事完了等の各状況

【非木造】確認表示板、縄張検査、杭施工、地中梁の配筋及びコンクリート打設、鉄骨組立、床及び屋根スラブ配筋等の各状況



【報告書の綴り方】

施 工 状 況 報 告 書

＜記入の方法＞

建築基準法施行細則第12条の規定により、次のとおり報告します。この報告書の記載事項は、工事監理の結果事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 殿

建築士事務所名称 ○○○○建築士事務所
 () 建築士事務所 () 知事登録第××××号
 電話 ()
 工事監理者氏名 ㊟
 () 建築士 () 登録第×××××号

1 建築主住所氏名	○○市○○1丁目1番1号	宮崎 太郎	㊟
2 工事名称	○○○ 新築工事		
8 施工の状況	<u>進捗状況、主な工程の施工日などの記入</u>		
9 工事現場の危害防止の措置状況	<u>仮囲い、根切り工事・山留め工事等を行う場合の危害防止、基礎工事用機械等の転倒による危害の防止、落下物に対する防護、建て方、工事用材料の集積、火災の防止等について具体的に記入。</u>		
10 その他	<u>施工者に与えた指示、建築主に対して行った説明の内容などを記入</u>		
※市町村受付	※県出先受付	※本庁受付	※備考

工事監理チェックシート（木造用）

工事名称：	いずれかに○をする A・B：工事監理者が検査した場合 C：工事監理者が検査をせず施工者の報告（書面に限る）で確認した場合	工事	確認年月日 年 月 日 確認番号 第 号				
検査項目	検査内容 工事監理者が検査した日付けを記入	検査日	検査結果等			修正 確認日	施工が適切であるか否か○をする 結果が否の場合に手直しが完了した日付けを記入
			検査方法* A：目視検査 B：計測検査 C：施工者等	結果			
敷 地	・建物の配置等		A・B・C	適	否		
	・支持地盤の地耐力		A・B・C	適	否		
	・敷地の高低差（擁壁等）		A・B・C	適	否		
	・		A・B・C	適	否		
基 礎	・土工（地業、根切、埋戻し、盛土）		A・B・C	適	否		
	・コンクリート、鉄筋の材質、配筋、形状、寸法		A・B・C	適	否		
小 屋 組	・火打ちの位置、寸法、状況		A・B・C	適	否		
	・金物の形状、位置、使用方法		A・B・C	適	否		
そ の 他	・防腐、防蟻の措置		A・B・C	適	否		
			A・B・C	適	否		
備 考	工 法：軸組工法・枠組壁工法・その他 変 更：有・無		添付図書 □写真 □ □				

○工事が完了した場合は、必ず検査を受けて検査済証の交付を受けましょう！
 ○完了時には、建築主へ工事監理報告書を提出し、現場の確認を受けましょう！